

# 平成20年第15回教育委員会記録

平成20年9月10日(水)

杉並区教育委員会

## 教育委員会記録

日 時 平成20年9月10日(水)午後2時00分～午後2時57分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 丸田 頼一 委員 代理 長者 大藏 雄之助  
委員 宮坂 公夫 教育 長 井出 隆安

欠席委員 委員 安本 ゆみ

出席説明員 事務局次長 小林 英雄 教育 改革 担当 部長 森 仁司  
庶務課長 中村 一郎 教育 企画 課長 種村 明頼  
学校適正配置 担当 課長 徳 嵩 淳一 学務 課長 加藤 貴幸  
社会教育 課長 森田 師郎 郷土博物館長 村上 茂  
済美 教 育 一 小 澄 龍太郎 済美 教 育 一 坂 田 篤  
所 夕 長 副 所 長  
済美 教 育 一 田 中 稔 中央図書館長 和田 義広  
統括指導主事

事務局職員 法規担当係長 佐野 太一 担当書記 佐藤 守

傍聴者数 5名

### 会議に付した事件

#### (報告事項)

- (1) 杉並第十小学校児童転落事故に関する調査報告
- (2) 体育施設における次期指定管理者の選定方法について
- (3) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧

## 目 次

議事録署名委員の指名について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

### 報告事項

- (1) 杉並第十小学校児童転落事故に関する調査報告・・・・・・・・ 3
- (2) 体育施設における次期指定管理者の選定方法について・・・・ 13
- (3) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧・・・・・・・・ 16

**委員長** 本日は、マスコミ関係者の方が多くお見えになっておりますが、会議が始まりましたら、カメラ撮影・録音をご遠慮願います。会議の前に5分程度、撮影の時間を取らせていただきます。よろしくご協力のほどお願いいたします。

よろしいでしょうか。

では、ただいまから平成20年第15回教育委員会定例会を開催いたします。

皆様方、大変ご多忙のところお集まりいただきまして、ありがとうございました。本日、安本委員はご都合によりまして欠席という連絡をいただいております。

本日の議事録の署名委員は大藏委員をお願いいたします。

本日の議事日程は、ご案内しましたとおり、報告が3件となっております。

それでは、日程第1、報告事項の聴取に入らせていただきます。はじめに、「杉並第十小学校児童転落事故に関する調査報告」についての説明を、教育委員会事務局次長からお願いいたします。

**教育長** 委員長、その前に発言を求めます。

平成20年6月18日に杉並第十小学校におきまして発生いたしました児童の転落死亡事故に関しまして、教育委員会事務局次長を委員長として事故調査委員会を設置しまして、事故に関する事実関係の調査と事故原因の分析を行ってまいりました。このたび、事故報告書がまとまりましたので、ご報告をするものでございます。この事故の結果を重く受け止め、自らを戒めて、今後二度とこのような悲しい事故を発生させないように、学校と一丸となって再発防止に取り組んでまいりたいと考えております。

調査報告書の具体的な内容につきましては、引き続き教育委員会事務局次長よりご説明いたします。

私からは以上です。

**事務局次長** それでは、ご報告いたします。

事故調査委員会は、杉十小の事故の翌日、6月19日に6人の部課長で組織されました。この間、多くの関係者への聞き取り調査等を行ってまいりました。それらを踏まえまして、責任追及というのとは別の視点で、事故原因の把握と再発防止策をまとめるということを目的に報告書をまとめましたので、ご報告したいと思います。

資料といたしましては、報告書の本文と概要版をご配付しております。報告書ですが、全体で6章の構成となっております。

報告書の目次をご覧いただきたいと思います。第1が、「事故に関する事実経過」でございます。当該の主幹教諭、校長等教職員、事故に居合せた児童などから聞き取りを行いまして、授

業の計画段階から事故の発生、事故直後の対応までの事実経過を記述しております。

第2は、「校舎の設計と屋上・天窓について」ということですが、昭和61年に移転・改築されました本校舎の設計の考え方、屋上の位置づけ、あるいは天窓の構造につきまして、当時の関係者の聞き取り等を踏まえ記述しております。

第3は、「屋上使用の認識等について」でございます。屋上の使用に関して、改築当初の校長等の認識と、その後の学校の認識の変化、使用の実態につきまして、歴代の校長などからの聞き取り等を踏まえまして記述しております。

第4ですが、「学校安全の取組について」です。学習指導における安全指導や施設の安全管理の取り組みや仕組み、校長や教育委員会の役割、また、杉十小でのそれらの取り組みにつきまして記述しております。

第5が、「検証」でございます。第4までの事実を踏まえまして、事故原因と背景について検証したものでございます。

第6は、「再発防止のための対策」でございます。検証を踏まえ、6つの再発防止策をまとめたものでございます。

これからの説明は資料の概要版を用いて行わせていただきますけれども、第1の「事故に関する事実経過」及び第5の「検証」、第6の「再発防止のための対策」、これらに重点を置いて行いたいと思います。第2から第4のポイントにつきましては、第5の「検証」の説明の中で適宜補足的にご説明したいと思います。

それでは、概要版に基づきまして、第1の「事故に関する事実経過」でございます。事故の概要でございますが、平成20年6月18日水曜日、午前9時23分頃、杉並区立杉並第十小学校の3階屋上で行われていた6年生の算数の授業中、この男子児童、A君と呼称させていただきますが、屋上にあるドーム型の天窓に乗ったところ、アクリル樹脂製の覆いが割れ、約12メートル下の1階コモンスペースの床に転落し、全身を強打しました。

A君は、救急車で病院に搬送され救急医療を受けましたが、同日午後1時17分、死亡が確認されたというものでございます。

このときの教科等ですが、算数の「平均」、10歩歩いた距離から1歩の歩幅を求める、そういう学習でございました。学習形態は6年生の2学級77名の児童を3分割した少人数指導でございまして、本授業は2学級からの児童計26名で構成されていたということでございます。

指導者ですが、S主幹教諭でございます。少人数指導担当の50歳、教員歴28年の教員でございます。事故の現場となりました3階屋上ですが、本文3ページに見取り図を記載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

2の当該授業の実施まででございますが、当日の授業は、6年生の算数の教科書に記載されております学習であり、これまで本校では、毎年6月前後にワークスペースや廊下などで実施されておりました。

S主幹教諭は、本授業を屋上で実施することとしたのは、前日の6月17日でございますが、その理由として、「2階少人数教室は両隣が3年生の教室であり、ワークスペースを使うと迷惑になると考えた」、また、「通常の授業場所である少人数教室が屋上に比較的近い」、「比較的広いスペースが取れる」、こういったことを理由に屋上で授業をすることとしたと述べております。実施に当たって、屋上の下見、あるいは管理職への報告や相談は行っていないということでございます。

3の事故発生の状況でございます。当日午前8時50分、S主幹教諭は、2階少人数教室で授業を開始し、例題に取り組みさせた後、屋上で歩幅を実測するために2人から3人の小集団を作るように指示しました。当該児童A君は3名でグループを作りました。その後、主幹教諭が用意した巻尺を受け取ったグループから屋上に行くよう指示がなされました。その際、屋上で学習するに当たっての安全確保に向けた注意はされておりませんでした。

午前9時12分ごろ、S主幹教諭は最後に教室を出まして、屋上出入口付近で待っておりました児童のところに行き、日頃から首にかけて携帯しておりましたマスターキーで開錠し、児童を屋上に送り出したということでございます。

S主幹教諭は、「広い場所で計測するように」というふうに指示しまして、児童に計測を始めさせました。その際、児童を集合・整列させたり、危険防止の指導は特に行っておりませんでした。計測開始後、3グループ程度はすぐに計測を始めましたが、残りのグループ、およそ10近いグループだと思われませんが、風景を眺めるなどしておりましたために、S主幹教諭は「すぐに作業を始めるように」というふうに指示をしました。その後、しばらくの間、主に2人の児童の個別指導を行い、また、巻尺を引きずって歩いていた児童を注意したりしておりました。

A君らのグループは、その事由は不明なのですが、巻尺を持っていなかったために、計測の順番待ちをしておりました。その間に屋上の西側に行ったり、北側に行ったり、風景を眺めたり、あるいは、そのうちの1人は出入口のタラップに登って遊んだり、また、3名で一時天窓の上に座ったりしていたということがわかっております。

その後、A君のグループも計測を終えまして、S主幹教諭はおおよその児童が終了している様子であったために、全員に教室に戻るよう指示をしました。A君らのグループは、一度は入り口付近に戻ってきたのですが、その後、入り口とは逆の北側の天窓の方向に走って行きました。この場面を、S主幹教諭は見えてはおりません。

午前9時23分ごろ、A君は天窓の上に乗って、5回ほど上下に跳びはねました。そのとき、天窓が割れて、A君はコモンスペースまで転落しました。そのとき、S主幹教諭は、巻尺を引きずりながら走っていた他の児童に注意を奪われており、見ておりませんでした。

2ページに参ります。

事故直後の対応でございます。大きな落下音を聞きまして、用務主事2名と栄養士が、まずコモンスペースに駆けつけました。用務主事から呼ばれた養護教諭が現場に到着し、また、校長等、数名の教員も駆け付けました。

午前9時25分、119番通報がされまして、30分には救急車が到着し、45分ごろS主幹教諭と養護教諭が同乗した上、救急車が出発し、55分ごろ病院到着、救命救急室で治療を受けましたが、午後1時17分、死亡が確認されたという経過でございます。

それでは、第5の「検証」のほうに進みたいと思います。ここでは、事実関係等を踏まえ、今回の事故の発生した原因とその背景について検証をしております。

1つには、「屋上は児童が立ち入らない」という改築時の認識が継承されず、屋上を使用した授業が行われるようになったということが挙げられます。本校舎は昭和61年に「学校防災公園構想」に基づき建設されましたが、3階屋上については、児童の学習では使用しないことを前提に設計されております。屋上は児童が立ち入らないという考え方は、当時の教育委員会、施設建設担当の所管課、学校関係者の中で共通理解され、学校での管理は徹底されておりましたが、この学校施設の使用に係る重要な情報、つまり屋上は児童が立ち入らないという認識が、その後の校長等の異動時に引き継がれなかったということがあります。

その要因の1つとして、当初の校長に対する教育委員会の説明が口頭で行われ、重要な事項を記した文書がなかったということが挙げられると思います。

また、当時から第3学年の社会科の単元「わたしたちのまち、みんなのまち」という単位において、屋上から四方を眺める学習活動がありまして、そういった必要性から平成元年度頃から、例外的にせよ屋上が使用されるようになったというふうに推測されます。

その後も使用が続き、次第に屋上は、教員が児童を引率すれば立ち入ることができる場所というふうに教員に認識されるようになったと推定されます。19年度、前年度ですが、1年間で屋上が使われた回数は8回ございました。3年生の社会科、4年生の理科の授業などがございます。今回の授業も、こうした認識のもとに屋上を使用して行われたというふうに考えられます。

原因・背景の2つ目ですが、屋上が使用されていたにもかかわらず、屋上の施設設備の安全対策が講じられなかったことが挙げられます。大半の本校の教職員は、天窓自体、あるいは天窓が吹き抜け構造の上に設置されているということなどについて理解はしておらず、屋上・天窓にあ

る危険への認識は乏しかったと言えます。

また、本校において、施設の安全点検は定期的に行われていたのですが、屋上については一部の授業で使用されていたにもかかわらず、点検の対象に加えられなかったということでごさいます。そのために修繕の要望も出されず、天窓への防護柵の設置など安全策が講じられずに来たということでごさいます。

教育委員会は、学校における施設管理の実態や、全国各地における天窓に係る類似の事故情報を把握することができずに、適切な注意喚起あるいは必要な安全対策を講じることができなかつたという反省があります。施設管理上、大きな問題がここにはあつたということでごさいます。

3番目ですが、教育課程にかかわる安全管理が不十分で、チェック機能が働かなかつたということでごさいます。教員が屋上を使用する際のルールが定められることがなく、管理職、校長及び副校長ですが、使用の実態を把握しておりませんでした。また、管理職は、屋上や天窓の危険性を十分認識しておらず、教員に対して屋上の使用についての注意喚起や安全管理の徹底などの指導は行っておりませんでした。現校長は、「屋上は子どもだけでは危険だが、教員がつけば大丈夫」であり、また、「天窓は耐久性があるというふうに思っていた」と述べております。

一部の教員は、屋上や天窓の危険性を感じており、使用に際し、例えば、行動範囲を限定するなど注意を払っておりましたけれども、教員同士、それらについての意思疎通がなされ、職員会議等において問題が共有されるということは、残念ながらありませんでした。

教育委員会は、学習指導要領の解説等から、小学校においては一部教科において、屋上使用が想定されていたにもかかわらず、注意喚起は行っていなかつたということも言えます。

4番目ですが、安全への配慮を欠いた授業が計画・実施されたことでごさいます。S主幹教諭は、本授業で屋上を学習場所として使用する必要があつたかどうかということについて、十分な検討はしておらず、また、下見など事前の調査も行っておりませんでした。

また、この主幹は、屋上・天窓の構造や危険箇所について認識していなかつたことなどから、本授業の実施に当たって、教室及び屋上において、「屋上の側壁に近づかない」、あるいは「天窓に近づかない」等の具体的な安全指導は行わず、安全管理も不十分でごさいました。

検証のまとめですが、本事故を未然に防止できなかつた原因・背景として、改築当時の「屋上は児童が立ち入らない」という認識が引き継がれず、一部の授業で使用されるようになった、

屋上・天窓の安全点検や安全対策が取られなかつた、授業の安全について適切な指導助言が行われずチェック機能が働かなかつた、という問題があります。

そして、これらの上に、安全への配慮を欠いた本授業が実施されたことが、事故に結びつた直接的な原因と言わざるを得ないと考えております。



また、それらのすべての根底に、関係者に安全に対する認識の甘さがあったと言わざるを得ないと考えております。

第6の「再発防止のための対策」でございます。事故発生後、本校では教職員と保護者代表らが安全委員会を設置しまして、安全点検、安全対策に取り組んでおります。

教育委員会及び全小中学校は、今後二度とこのような悲惨な事故を繰り返さないために、一体となって、再発防止のための6つの安全対策を講じてまいります。

第1ですが、施設の安全点検、安全指導、教職員の研修などを含む、総合的な「学校安全計画」を全校で作成して取り組んでいくということでございます。

具体的な内容として、 ですが、教育委員会はさらに、校舎の設計意図、点検結果、補修・改修の履歴など、学校施設の安全管理に関する情報を学校に提供するようにしていきたいと思っております。

また、各学校は、固有の危険箇所や学校安全に関する重要な留意事項等を示したリストを作成し、人事異動時に確実に引き継ぐようにしていきたいと思っております。

2番目ですが、全校で保護者代表や地域ボランティア、児童生徒にも参画してもらった、仮称ですが「学校安全委員会」を設置して、学校安全活動を組織的に推進していきたいと考えております。これらをバックアップするために、施設設備を管理する庶務課と、教育課程を管理する済美教育センターが連携して学校を訪問し、「学校安全計画」の進捗状況や「学校安全委員会」の活動状況を把握し、必要な支援をしていきたいと考えます。

3番目ですが、各学校では、児童生徒の活動場所の施設等をもれなく点検対象として、学校施設設備の安全点検を確実にを行い、必要な施設設備の改修・修繕等を迅速に行っていきたいと考えます。

4番目ですが、幅広い「ヒヤリ・ハット事例」の情報を共有し、教職員の安全意識を高め、取り組みに生かしていきたいということです。

の、各学校におけるヒヤリとした事例やハットした事例を全教職員で共有し、安全対策に役立てていきます。この秋、教職員1人1台のパソコンを活用した校務システムが全校で稼働いたしますが、ここにヒヤリ・ハットの掲示板を設置しまして、こうしたことを具体化していきたいと思っております。これは今回の議会に提案する補正予算の中に、必要な経費を計上させていただきました。

ですが、全国の学校における事故事例についての情報を、教育委員会としても積極的に把握し、安全対策に生かしていきたいと思っております。また、文部科学省に対しては、効果的な情報提供のシステムを構築するよう要望していきたいと考えます。

5 番目ですが、校内における学校安全にかかわる情報を共有し、教育課程における安全管理を徹底するという事です。特に、日常と異なる場所で活動する際には、活動場所と必要な安全指導の内容について、指導計画、週案というものに記載し、情報の共有化を図るなどがございます。

さらに6 番目ですが、各学校で実施されている優れた実践などをお互いに学んで、児童生徒の安全教育を充実し、子どもたちの危機回避能力を育成していく、この取り組みにも一段と力を入れていかなければいけないということでございます。

以上が報告書の内容でございますが、「おわりに」で述べておりますけれども、学校は児童生徒の安全が保障された場でなければならず、安全の確保は最優先の課題であると思います。すべての学校と教育委員会は、学校安全への誓いを新たにして、一丸となって再発防止のため取り組んで、安全を徹底していかなければならないと考えております。

以上で報告とさせていただきます。

**委員長** ありがとうございます。

では、ただいまの説明にご質問、ご意見ございましたら、お願いします。

**宮坂委員** 今回のこの不幸な事故に対して、いろいろご説明を受けましたのですが、元来立ち入ってはいけない立ち入り禁止の場所というのは、他の学校も含めてなのですが、必ずしも屋上だけではなくてもいろいろあると思うんです。そういうところで正規の授業を行う例というのは、どの程度の割合であるのですか。

今回の事故がありますから、今後は、もしそういうところで授業をする場合は、十分な注意をされると思いますけれども、割合、頻度は多いんですか、そういう立ち入ってはいけない場所での授業というものは。

**事務局次長** 立ち入り禁止と明確に意識されているエリアで授業が行われるということはありません。今回の場合は、当初はそういうことであつたんですけども、そのことが明確に引き継がれずに、そういう認識が薄れていって、このようなことになったというふうに思います。

**宮坂委員** ということは、授業をした先生が悪い。悪いという言い方がいいかどうかは別なんですけど、その辺がちょっと注意が足りなかったということで、本来はやってはいけないところで授業をしたということになるんですか。

**事務局次長** 当初はそういった認識でスタートした学校だったわけですが、改築後間もなく、3年あるいは4年ぐらい経過する中で、校長等の異動もある中で、そういう認識が引き継がれなかったために、それから先ほどご説明しましたように、社会科の授業で屋上に上ってまちの周りを見てみようというような授業があり、そういった学習上の必要性などから、例外的にせよ屋上が

利用されるようになって、そういうことが行われていくうちに、教員が引率すれば、必要があれば屋上を使ってもいいのではないかというような認識が、これも明確に共通認識が図られていたわけではないんですけれども、暗黙のうちにそのような理解をする教員が多くなっていったというふうな受け止めています。

**大蔵委員** でも、屋上は全部すべて禁止状態ではなくて、屋上緑化をしているところもあり、いろいろなところに上がれるところもありますよね。だから、この杉十小がどうかというのはなかなか難しいですけれども、新しい校舎なんかでは、屋上類似のいろいろな場所を使って体操をしているところもありますし、もちろん先生がいないときはだめでしょうけれども、屋上が全面的に立ち入ってはいけない場所だとは私は思いませんでした。

**事務局次長** 屋上にプールが設置されている学校もあるのですが、そういうところはちょっと除いて、屋上を使用している学校は小学校の9割、中学校でも6割の利用を超えています。ですから、杉並区の学校の場合は校庭が狭かったりということもありまして、屋上は有効に活用されているということが言えると思います。

ただ、その場合にはフェンスをかなり高くするとか、そういう対策は当然のこととして講じた上で使用しているということです。

**大蔵委員** それから、全く監督者がいないで屋上に上げることはしないというのはいいと思いますけれども、例えば、屋上が全く使えないというのはどうなんですかね。

**委員長** 社会科だとかね。小学校、中学校など、校舎の屋上は一番その周辺で高いわけですから。

**大蔵委員** そうです、みんな見られるわけですから。

**委員長** 上から、いろいろ鳥瞰的に勉強するというのももちろん大事なことでもあると。だから、安全対策というのは必ず及ぶようにしないといけないですね。

**大蔵委員** そうです。ひとつそれはちゃんとして、屋上を一定の制限のもとに使ったほうがいいと思いますけれども。

**事務局次長** 杉十小の場合は、学校防災公園構想の中で、公園と兼ねているんですけれども、校庭も小学校としては非常に広いと。それから、いろいろなところに活動のスペースがあるということから、その設計に当たって、屋上は児童の利用を想定したのではなく、そこはコンクリートで1.1メートルの側壁があるんですけれども、それは防災といいましょうか、火事の延焼を防ぐための壁として造られていまして、屋上には2機ほど放水銃も設置されている。そういう観点で屋上が位置づけられていたということがあったわけです。

しかし、その後、授業で使いたいと、使うということであれば、やはりもう一度検討して、きちんと安全対策を施すなりして使う必要があったというふうに思います。

**委員長** ほかにございますか。

細かい点で恐縮なんですけれども、屋上の使用、それに当たってはマスターキーが必要になってきますね。一般的にマスターキーというのは、それぞれの学校ではどなたがお持ちなんですか、

**済美教育センター副所長** 一般的には、マスターキーは管理職が所持する形になっております。

**委員長** このペーパーにも結構出てくるんですけども、管理職という言葉が、こういった職務の方かというのが、普通の人にはわからないんですね、管理職と書いてあるんですけども。具体的に、それを一緒にして読んでいいのかどうかというのがありますけれども。

**済美教育センター副所長** 校長、副校長でございます。

**委員長** 校長、副校長。

**済美教育センター副所長** はい。今回の杉並第十小学校につきましては、当該の主幹教諭、それと生活指導主任も所持をしていた状況がございました。

**委員長** その方は管理職というふうに思わなかったんですね。

**済美教育センター副所長** 一般的には校長、副校長のことを管理職というふうに、私どもは呼称しております。

**委員長** わかりました。

**大蔵委員** でも、これは先ほどの話だと、この教諭はいつもマスターキーを首から下げていたように書いてありましたね。そうすると、マスターキーというのは幾つぐらいあるんですか。

**済美教育センター副所長** 複数複製されていたというような状況がございます。それで、先ほどもご説明申し上げましたが、一般的な学校としては校長、副校長が所持をする形になっておりますが、当該の学校につきましては、それに加えて生活指導主任、それと当該の主幹教諭、それと主事室に保管されていたという状況になっております。

**大蔵委員** 鍵をかけた机の中の引き出しとか、一定の場所に入れているものがマスターキーだというのが私は普通であり、いつも首にかけているというのはどうですか、それは。

**済美教育センター副所長** やはり鍵の管理が十分ではなかったというところもございます。当該の学校校長からのヒアリングによりますと、やはりこの学校につきましては、外部からお客様が多い、もしくは開放で活用するような機会が多いということから、当該主幹もしくは主任というクラスにも持たせていたというような説明を受けております。

**委員長** 屋上に限らず、大事な鍵は一定の場所にあって、箱にあって、それでそれが鍵がかかって、そこから借りてというのが社会的な一般常識なんですよ。だから、そういうシステムにはなっていなかったんですか。

**済美教育センター副所長** 当該校では、残念なことにそういう形はとってはおりませんでした。

キーケースは事務室内にございました。そこでは、すべての教室に施錠ができるような鍵は、そこには保管はされております。マスターキーについては当該者も所有していたという形になっております。

**宮坂委員** 私の個人的な感想とっていいかわかりませんが、今回の問題については、確かに学校側もいろいろ考えなければなりませんし、例えば、屋上は一切使わないとかということも現実問題できないと思います。さまざまな意味で、学校では屋上以外に危険なところもありますが、それに対する使い方のルールを、鍵なんかの問題もそうなのですが、決めることは決めるのですが、それを守らせるということは、これは教職員だけではなく、子どもたちにもきちんとして守ってもらう、やってはいけないことはやってはいけない、その辺に関してはやはり厳しく指導するとか、叱るということも、自信を持って学校の先生方が行うことは私は必要だと思います。

今回、子どもたちにどの程度の責任があったかどうかというのは、私もよくわかりませんが、見えていますとよく普通の場合なんかにしても、非常に危ないこともやっていますし、入ってはいけないところにも、やっぱり子どもというのは入りたがるのですが、その辺のルールをやはり守らせるという教育も、私は大事ではないかと思います。

それで、その辺を踏まえて、学校側も責任、責任とあまり引っ込み思案になって、何でもかんでも何でもいけないというようにならないよう、本来の教育の場に戻してほしいと私は思っております。

以上です。感想でございます。

**委員長** 再発防止のための対策ということで、第6に具体的に書かれていますけれども、実際問題として杉十小では今後、工事面を含めてどういうふうにするんだという、その辺のアウトラインはあるんですか。

**済美教育センター副所長** 本日予定されております臨時の保護者会でも、その件についてはご説明申し上げる予定ですが、具体的にここに書かれています再発防止のための対策に基づいて、学校安全計画の見直しと安全点検の改善ということで、杉並第十小学校では年3回、安全点検を全教職員で行うとか、学校安全委員会による点検活動、この委員会というのは保護者と教員の共同の組織でございますが、そこでも定期的な実施をするというような具体的な取り組み。それと共に、危機管理情報の共有を毎日必ず行うというような取り組み。そして、先ほどご指摘いただきましたようなルールの徹底。また、安全管理に必要な情報を確実に伝達していくシステムを作るということ。また、これもご指摘いただきました児童の危機管理能力、日常生活の危険を予測したり回避したりできるような力を育むような教育活動を確実に行っていくと。以上の5点につきまして、具体的に取り組んでいくというような計画でございます。

**委員長** 私がお聞きしたのは、そういうソフト面は当たり前なんだけれども、改修等の工事だとかは。

**事務局次長** 緊急の取り組みの中で、いろいろ改めて、教員だけではない保護者等の目も入れて安全点検を行いまして、この間、手すりなどの増設をしてきました。それから、事故の現場になりました天窓ですが、3つ並んでいたわけですが、それらについてはすべて撤去しまして、天窓としての機能は廃止する。

そしてまた、転落現場になりましたコモンスペースについても、ご遺族のご要望もありまして、少しイメージチェンジを凶ってほしいと保護者からも要望がありまして、それらを学校、保護者、教育委員会、それから設計の関係者で協議しまして、コモンスペースについては、あそこは廊下から1段下がっているんですが、フラットにして、少しやわらかいコルクのような材料を使って床をつくり直す。それから、壁など内装につきましても明るい色彩のものに変えて、それから2階、3階から見下ろせるような形になっていますけれども、手すりから下は少し不透明なものにするなど、そういう改修工事をしようということになりまして、夏休みずっと工事をしてきました。間もなくそれは完成すると思います。

**委員長** わかりました。ほかにございせんか。

**事務局次長** 1点、補足させていただいてよろしいでしょうか。

ご報告いたしました調査報告につきましては、本日6時半から杉十小におきまして臨時保護者会を開催し、そこで関係者に報告するというようにしております。それから、ご遺族に対しましては、先週の土曜日にお伺いしまして、ご説明を済ませております。

以上です。

**委員長** 時間の関係もございせんし、この件については、これぐらいで打ち切らせていただきます。ただいまのことを含めて、十分誠意ある対応を図られると同時に、今後、絶対こういう事故が起きないようにということで、詳細な安全計画というものを立てられたらと思いますので、よろしく願いいたします。

どうもご苦労さまでした。

では、次に移らせていただきます。「体育施設における次期指定管理者の選定方法について」、「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧」の2件について、一括して社会教育スポーツ課長からご説明お願いいたします。

**社会教育スポーツ課長** 私のほうから2点、まず初めに、「体育施設における次期指定管理者の選定方法について」ということで、ご報告させていただきます。

体育施設における次期指定管理者につきましては、体育施設評価選定委員会から、過去2年間

の評価及び選定の考え方の報告を受けたところでございます。これは別紙をつけさせていただいておりますので、ご覧ください。

簡単に申し上げますと、双方とも評価は良好であったという評価をいただいております。ただ、若干のコメントがございます。杉並区スポーツ振興財団が引き受けております高円寺体育館ほか6施設につきましては、安定的な指定管理業務を行っているけれども、民間事業者と比べて創意工夫の面が若干弱い面があると。また、ティップネス・ワセダクラブ共同事業体、これは上井草スポーツセンターを引き受けているところでございますけれども、民間事業者の裁量を十分に生かした取り組みは評価できるけれども、スポーツ振興事業の面で若干弱い面が認められたというようなコメントが出されております。

この別紙の裏面について、今後の考え方というものを提案いただいているものでございます。上井草スポーツセンターについては、民間事業者等のノウハウが十分に生かせる施設規模であり、公募による選定が望ましいというご指摘でございます。一方、高円寺体育館ほか6施設につきましては、非常に良好であったけれども、小規模あるいは老朽化している等々を考慮に入れますと、引き続き、スポーツ振興財団を指定することも、一方では考えられるのではないかとというようなご指摘をいただいているところでございます。

こうした提言を受けまして、私どもといたしましては、より幅広く民間事業者等のノウハウを活用するとともに、区民の多様なニーズに対応し、効果的かつ効率的な施設運営を期待することから、下記のとおり次期指定管理者の選定方法を採用することといたしました。

選定方法といたしまして、上井草スポーツセンターは公募です。その他体育施設、高円寺体育館ほか6施設についても公募にしていきたい。なお、上井草スポーツセンターを除く7施設につきましては、先ほども申し上げましたが、地域分散施設であり、一体的運営の必要性や効率性・採算性の理由等から、改めて一括して公募を行っていきたいというふうに考えたものでございます。

主なスケジュールは記載のとおりで、8月に募集を開始いたしまして、10月には指定管理者の審査・選定、12月に指定の議決をいただき、21年4月から新たな体制でスタートしてまいりたいというふうに考えているものでございます。

これが1点目でございます。

2点目につきましては、「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧」です。8月分でございます。

1ページおめくりいただきますと、まず、社会教育スポーツ課承認分として、新規3件ございます。「街・まち・マーチ実行委員会」が行いました「街まちマーチVOL.2」というもので、

西荻窪周辺のまちの探索をするものでございます。

2点目、「杉並光友会」、これは原爆被爆者の会の催しでございまして、区民の交流セミナーを行うものでございます。

3点目、「NPO法人図書館サービスフロンティア」が行うものでございまして、「学校図書館スタッフ講演会」というものでございます。

3ページでございしますが、これは3点でございます。私ども社会教育センターとの共催事業ございまして、PTAが2つ、それから「親子英語サークルMe & You」でございしますが、いずれも家庭学級でございます。

さらに、4ページ目でございますが、これは庶務課承認分でございますが、「杉並区所蔵美術品展～花で彩る～」というもので、区役所本庁舎の2階ギャラリーで行っております。これは文化・交流課が主催して行っているものです。

それから、交通対策課等で、馬橋小学校校庭、体育館で行う、「地域の交通安全ふれあいフェア」でございます。

さらに、「第一回すぎなみ舞祭」というもので、上井草スポーツセンター運動場で行うものでございます。

以上3点を含めまして、合計11件の新規の承認がございましたので、ご報告させていただきました。

以上でございます。

**委員長** では、最初に「体育施設における次期指定管理者の選定方法について」、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

質問なんですけれども、私もほかの地域で何カ所か選定委員会の委員をやっていますので、それと比較してお聞きしたいんですけども、委員のメンバーが別紙の資料の最後にありますね。それで、区民は含んでいないんですか。

**社会教育スポーツ課長** この岩倉委員は区民でございますけれども、区民という立場では入れておりません。

**委員長** 立場として区民を含んだほうがいいのでは。

**社会教育スポーツ課長** そういう意味では、岩倉委員は公認会計士という立場でお引き受けいただいているものでございます。

なお、上の3名の方は、第1回目の3年前の選定委員と同じメンバーを選ばせていただいております。過去の経緯がわかりませんと、なかなか評価もしにくいだらうという判断をさせていただきまして、このようなメンバー構成をとらせていただいているものでございます。



**委員長** 今後、区民ということでメンバーにどなたか加えるとか、そういうおつもりはないですか。

**社会教育スポーツ課長** 現在のところ考えておりませんが、もう少しその辺も含めて、例えば民間の方々の意見も含めるということを考えますと、3年後になりますけれども、少し幅広さもあってもよいのかなという気もしております。

なかなか指定管理者制度そのものが、まだ私ども3年も経っていない状況で、もう少し安定性を確保する意味でも、いろいろな評価をあちこちから集めていながら、私どもの中でもこの制度の評価を固めていければなと思っているところでございます。

**宮坂委員** 委員の数は5名というふうには決められてはいないのですか。

**社会教育スポーツ課長** 一応、要綱では定めているものでございますので、要綱そのものの改正を行えば可能かと思っております。

**委員長** 3年後の話だったら言いやすくなるんだけど、指定管理者評価選定委員会委員というので、評価委員とそれから選定委員と一緒にんですね。

**社会教育スポーツ課長** 今回そのようにしました。

**委員長** それで、そういうのはかなりの場合、別々に書くんですね。だって、評価と選定とは別なんですよ。現状、やってもらって、それをどうだったというように、今、評価委員やって、それで次は新たにどういった人たちに加わっていただくかというときに、それはそれで別なんですね、土壌が。それを一緒に書くと、何だろうという話になると僕は思う。

これが杉並方式なのかな、一緒にするのは。

**社会教育スポーツ課長** 今回は、第1回目のメンバーがいらしたということで、その後の経過も含めてご判断いただきながら評価し、その選定方法も考えていただくかなというところで、今回はそのような方式をとらせていただいたものでございます。

**委員長** 検討していただければと思います。

ほかにございますか。この点、よろしいですか。

**社会教育スポーツ課長** 申し訳ございません。今のメンバーの菊幸一委員なんですが、申し訳ございません、大学院の準教授で、助教授は誤植でございます。申し訳ございません。失礼いたしました。

**委員長** 準教授ですね。

では、次に移らせていただきまして、「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧」について、何かございますか。

**大蔵委員** これはご説明にありませんけれども、5ページに新規がまだ2つありますね。

**社会教育スポーツ課長** 失礼いたしました。

**大蔵委員** 内容はわかるようなものですが、すけれどもね。

**社会教育スポーツ課長** そうですね、ご説明申し上げませんでした。

済美教育センター承認分で、「小学生のためのM a ・ G ・ M a」というので、「すごい授業がやってきた！～小学生のための算数イベント～」、加えて「これだけはおさえておきたい！新・学習指導要領を実践するためのセミナー」です。この2つをご説明するのを忘れてしまいました。失礼いたしました。

**委員長** ほかはよろしいですか。

(「なし」の声)

**委員長** どうもありがとうございました。

では、以上をもちまして報告事項の聴取を終わらせていただきます。

予定されました日程はすべて終了いたしました。

では、庶務課長。

**庶務課長** では、次回の日程でございますが、9月24日、水曜日、午後2時から定例会を予定してございます。よろしくお願いいたします。

私からは以上です。

**委員長** では、これをもちまして本日の会議を閉じさせていただきます。

どうもありがとうございました。